

白老町立学校施設開放 実施要領

白老町教育委員会生涯学習課

TEL0144-85-2020

白老町立学校施設開放実施要領

1 趣 旨

白老町立学校施設の開放に関する条例（平成17年条例第27号）及び白老町立学校施設の開放に関する規則（昭和50年教委規則第1号）の規定に基づき、町内小中学校のスポーツ施設を、学校教育活動等に支障のない範囲内で、一般町民等（以下「利用対象者」という。）に対して、生涯学習及びスポーツの振興を図るため開放します。

2 開放施設及び開放日時

学校開放を行う施設及び時間等は下記のとおりとします。

なお、特記事項に記載のとおり使用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

区 分	体育館	グラウンド
開放施設	白老小、萩野小、竹浦小、虎杖小、白老中、白翔中	
開放期間	4月1日から翌年3月31日	5月1日から10月31日 ※グラウンド転圧終了後
開放時間	【平 日】	小学校 17時から21時 中学校 19時から21時
	【土曜日・日曜日】	小学校 9時から21時 中学校 19時から21時
	【祝 日・休校日】	小学校 9時から21時 中学校 19時から21時 ※休校日とは長期休業日をいう
特記事項	学校教育活動、児童福祉法及び障害者総合支援法等に基づく活動により、上記開放時間においても使用できない場合があります。	

3 利用対象者

白老町に居住、通勤又は通学する者が5人以上で構成する、営利を目的としない団体であって、あらかじめ白老町教育委員会へ利用団体登録を行った団体とします。

4 利用申請・許可

施設の公平・平等な利用促進を図るため、1日1団体2時間までとします。

なお、大会や練習試合等による利用の場合は、2時間以上の利用を認めます。

(1) 利用申請

① 年間利用の場合

長期間にわたる利用については、半年ごとの申請及び許可とし、4月から9月を前期、10月から翌年3月までを後期とし、申請期間内ごとに利用申

請書を提出してください。

② 短期利用の場合

利用希望日の少なくとも7日以前に利用申請書を提出してください。

(2) 利用許可

① 年間利用の場合

各申請期間内に提出された申請に基づき、教育委員会が日程調整を行い、許可決定日までに申請者に対して利用許可書を送付します。

なお、日程が重複した場合には、当該利用区分における各団体の利用状況(利用回数及び時間数)を踏まえ、教育委員会が調整し決定いたします。

② 短期利用の場合

随時提出された申請に基づき、開放施設の空き状況を踏まえ、教育委員会が決定し利用許可書を送付します。

なお、短期利用の許可決定については先着順とし、利用区分における各団体の利用状況を考慮いたしません。

③ 学校開放カレンダーの送付

開放施設における各月の利用可能日を踏まえ、上記①及び②の利用許可日を調整し、毎月末までに利用可能日を通知いたします。

利用区分	利用期間	申請期間	許可決定日
年間利用 (前期)	4月1日～9月30日	2月1日～2月20日 ※令和5年は2月28日まで	3月10日
年間利用 (後期)	10月1日～3月31日	8月1日～8月20日	9月10日
短期利用	随時	希望日の7日以前	随時

5 使用料

学校施設の使用料は、教育委員会が発行する納入通知書にて納期限内に納入してください。

なお、使用時間が1時間に満たないときは、1時間単位の使用料を納入していただきます。

(例) 1時間30分の場合→2時間の使用料を納入

開放施設	利用区分	単位	使用料(円)
体育館・グラウンド	大人の団体	1時間	200
	高校生以下の団体		100

6 利用のキャンセル

効率的な施設運用を図るため、キャンセルが必要になった場合には、必ず使用日前日までに次の方法により連絡してください。

なお、連絡がない場合には、減免の有無に関係なく、利用したとみなして使用料を納入していただきますので、あらかじめご注意願います。

連絡曜日	連絡先	連絡方法
平日 17時15分まで	白老町教育委員会	電話：0144-85-2020
上記以外	生涯学習課 (学校開放担当)	FAX:0144-85-2024 メール：shougai@town.shiraoi.hokkaido.jp

7 管理員の設置

開放施設には管理員を置き、次の業務を行います。

- (1) 利用者が安心して利用できるよう危険防止及び施設、設備の状況確認
- (2) 利用者団体の日誌記載状況の確認
- (3) その他注意喚起等

8 開放日誌への記載

利用団体は、備え付けの開放日誌に施設の利用状況を記載してください。

(利用月日、利用時間、団体名、使用責任者、利用人数、清掃等の状況など)

9 利用上の注意事項

開放施設を利用する団体は、次の事項を守って利用してください。

- (1) 利用前における注意事項
 - ① 車は所定の駐車場を利用すること。
 - ② 利用時間は厳守すること。
 - ③ 学校敷地内は全面禁煙です。
- (2) 利用時における注意事項
 - ① 体育館は土足厳禁とし、運動靴を着用して利用すること。
 - ② 利用許可を受けた場所以外への立ち入りをしないこと。
 - ③ ボールを壁に当てたりしないこと。
- (3) 利用後における注意事項
 - ① 床のモップ掛けを行いゴミは持ち帰ること。
 - ② アルコール消毒の徹底。
 - ③ 更衣室、用具庫の整理整頓を行うこと。
 - ④ 消灯、施錠、暖房の確認を行うこと。
 - ⑤ 開放日誌に責任者が必要事項を記入すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。